

岡三にいがた証券の約款集」の改正内容 (新旧対照表)

以下のとおり、2023年1月10日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

岡三にいがた証券の証券総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 1 章 証券総合取引</p> <p>第 2 条 証券総合取引の利用</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様は、上記 (1) の⑨の取引については、次の①から②に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>① <u>有価証券、その他当社において取扱う証券から発生する配当金・利息・分配金</u>で第 2 章に定める日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) (以下「日本 MRF」といいます。) を自動取得する方法</p> <p>② 外国株式の配当金、外国債券の利息及び外国投資信託の分配金 (いずれも外国通貨で表示されるもの) を外貨建 MMF (マネー・マネージメント・ファンド) へ入金する方法</p> <p>第 2 章 証券総合口座サービスの利用</p> <p>第 6 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 1 2 章第 1 条、第 2 条、<u>第 4 条及び第 5 条</u>の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第 3 章 日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) の契約</p> <p>第 2 条 申込方法</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) (削 除)</p> <p>第 4 条 取得時期・価額</p>	<p>第 1 章 証券総合取引</p> <p>第 2 条 証券総合取引の利用</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客様は、上記 (1) の⑨の取引については、次の①から③に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。</p> <p>① <u>利息・分配金専用 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) へ入金する方法</u></p> <p>② 第 2 章に定める日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) (以下「日本 MRF」といいます。) を自動取得する方法</p> <p>③ 外国株式の配当金、外国債券の利息及び外国投資信託の分配金 (いずれも外国通貨で表示されるもの) を外貨建 MMF (マネー・マネージメント・ファンド) へ入金する方法</p> <p>第 2 章 証券総合口座サービスの利用</p> <p>第 6 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 1 2 章第 1 条、第 2 条及び第 4 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第 3 章 日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) の契約</p> <p>第 2 条 申込方法</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) <u>上記 (1) に基づき口座を開設した場合には、証券総合口座開設のご案内を遅滞なく送付します。</u></p> <p>第 4 条 取得時期・価額</p>

新	旧
<p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、<u>原則</u>、当該計算日の翌日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。</p>	<p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、<u>当該計算日の翌日に、日本MRFをお客様に代わって</u>取得します。</p>
<p>第7条 返還</p> <p>(1) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(2) 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、<u>果実の返還は行いません。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとします。</u></p>	<p>第7条 返還</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>当社の取扱店が相応の事由があると認められた場合、お客様は上記(1)の返還方法の他、買取請求の方法により金銭の返還を受けることができます。</u> <u>この場合、当該請求に係る日本MRFについては、買取請求日前日の基準価額をもって当該日本MRFを買取り、以下に定める買取りによる返還金額の引渡しをもって返還に代えるものとします。</u></p> <p><u>買取りによる返還金額 = 買取請求日前日の基準価額 × 買取口数</u></p> <p>(3) 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、<u>果実の返還は行いません。</u> <u>ただし、第6条の(1)に基づき最終営業日に元本に繰入れられた再投資口数に相当する部分については、当該最終営業日の翌営業日以降に返還請求を行えるものとします。</u></p> <p>(4) <u>上記(1)及び(2)の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとし、取扱店においてお客様に返還いたします。</u></p>
<p>第11条 契約の解除及び届出事項の変更等 第12章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p>	<p>第11条 契約の解除及び届出事項の変更等 第12章第1条及び第2条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p>
<p>第4章 有価証券の保護預り取引</p>	<p>第4章 有価証券の保護預り取引</p>
<p>第18条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p>	<p>第18条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p>
<p>第19条 個人情報等の取扱い <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 株式等振替決済取引</p> <p>第 4 5 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 1 2 章第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第 4 6 条 個人情報の取扱い</p> <p>（1）お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規定に基づくこの約款の各規定により、機構及び機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱いします。</p> <p>（2）米国政府及び日本政府からの要請により、</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 株式等振替決済取引</p> <p>第 4 5 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 1 2 章第 1 条、第 2 条及び第 4 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第 4 6 条 個人情報の取扱い</p> <p>お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規定に基づくこの約款の各規定により、機構及び機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 国債振替決済取引</p> <p>第 1 4 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 1 2 章第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第 1 5 条 個人情報等の取扱い</p> <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 国債振替決済取引</p> <p>第 1 4 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 1 2 章第 1 条、第 2 条及び第 4 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>り扱います。 <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。</u><u>また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> ② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> ③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 一般債振替決済取引</p> <p>第16条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第18条 個人情報等の取扱い <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。</u><u>また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>① <u>米国における納税義務のある自然人、法人</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 一般債振替決済取引</p> <p>第16条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>又はその他の組織</p> <p>② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p>第 8 章 短期社債等振替決済取引</p> <p>第 14 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 12 章第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第 15 条 個人情報等の取扱い</p> <p><u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。</u>また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p>第 9 章 投資信託受益権振替決済取引</p>	<p>第 8 章 短期社債等振替決済取引</p> <p>第 14 条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項</p> <p>第 12 章第 1 条、第 2 条及び第 4 条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>第15条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第16条 個人情報等の取扱い 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p> <p>第10章 投資信託の累積投資取引</p> <p>第1条 本章の趣旨 本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結し、総合口座開設時に自動で口座開設されます。</p> <p>第4条 金銭の払込み お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）</p>	<p>第9章 投資信託受益権振替決済取引</p> <p>第15条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>第10章 投資信託の累積投資取引</p> <p>第1条 本章の趣旨 本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。当社は、本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。</p>

新	旧
<p>をそのコースに払込むことができます。</p> <p>第9条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">第11章 国内外貨建債券取引</p> <p>第7条 免責事項 第12章第4条及び第5条の規定は、本約款においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">第12章 雑 則</p> <p>第5条 お客様が債務を履行されない場合の取扱い (1) <u>国内の金融商品取引所の開設する金融商品市場における有価証券の売買等の取引に関して、お客様が当社の定める時限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は該当する金融商品取引所の受託契約準則に基づき、任意に当該売買等の取引を決済するために、お客様の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。</u> (2) <u>上記(1)の取引以外の非上場債券、非上場投資信託等の取引に関して、お客様が当社の定める時限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は任意に当該売買等を解除する措置又はお客様の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。</u> (3) <u>当社は、上記(1)及び(2)の反対売買又は売買等の解除により当社が損害を被った場合又はその他にお客様が履行されない債務がある場合、お客様が当社に預託する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償や債務の返済に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求できるものとします。なお、お客様が当社に預託する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害や債務の返済の充当を行う日の当社が定める為替レートにより円貨に換えて充当できるものとし、充当が必要な通貨が円貨以外の場合も同様とします。</u> (4) <u>お客様が上記(1)から(3)に該当している場合には、当社はお客様からの新たなご注文に応じないときがあります。</u></p> <p>第6条 この約款の変更</p>	<p>第4条 金銭の払込み お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金(以下「払込金」といいます。)をそのコースに払込むことができます。<u>ただし、第1回目の払込金は、これを各コースのお申込みのときに払込むものとします。</u></p> <p>第9条 契約の解除、届出事項の変更等及び免責事項 第12章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">第11章 国内外貨建債券取引</p> <p>第7条 免責事項 第12章第4条の規定は、本約款においてこれを準用します。</p> <p style="text-align: center;">第12章 雑 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
(現行どおり)	
第7条 その他 (現行どおり) 以上	第5条 この約款の変更 (省 略) 第6条 その他 (省 略) 以上

外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第 3 2 条 個人データの第三者提供に関する同意 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。 ① 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者 ② 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者 ③ 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関 ④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受	第 3 2 条 個人データの第三者提供に関する同意 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。 ① 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者 ② 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者 ③ 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関 ④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受

新	旧
<p>けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p><u>2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

「らくらくネット情報便」(電子交付サービス) 取扱約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>「らくらくネット情報便」(電子交付サービス) 取扱約款</p> <p>第 1 条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、岡三にいがた証券株式会社(以下「当社」といいます。)が第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を、電子情報処理組織(お客様の使用に係るコンピューター等と当社の使</p>	<p>「らくらくネット情報便」 取扱約款</p> <p>第 1 条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、岡三にいがた証券株式会社(以下「当社」といいます。)が第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を、電子情報処理組織(お客様の使用に係るコンピューター等と当社の使</p>

新	旧
<p>用に係るコンピューター等とを電気通信回線等で接続した情報処理システムをいいます。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により、お客様に提供するサービス(お客様から電磁的方法により受入れる場合を含みます。)及び第3条で規定するインターネット照会サービス(以下2つのサービスを合わせ、「らくらくネット情報便」といいます。)について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p>	<p>用に係るコンピューター等とを電気通信回線等で接続した情報処理システムをいいます。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により、お客様に提供するサービス(お客様から電磁的方法により受入れる場合を含みます。)及び第3条で規定するオンライン照会サービス(以下2つのサービスを合わせ、「らくらくネット情報便」といいます。)について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p>
<p>第 3 条 インターネット照会サービス 「らくらくネット情報便」の契約により、当社が定める範囲内でインターネット照会サービスが利用できます。 なお、インターネット照会サービス内容の変更等については、当社ホームページへの掲載によりお客様にお知らせします。</p>	<p>第 3 条 オンライン照会サービス 「らくらくネット情報便」の契約により、当社が定める範囲内でオンライン照会サービスが利用できます。 なお、オンライン照会サービス内容の変更等については、当社ホームページへの掲載によりお客様にお知らせします。</p>
<p>第 4 条 サービスのご利用 (1) お客様が「らくらくネット情報便」を申込み場合は、この約款の内容を承諾のうえ、当社所定の方法にてお申込みいただき、当社が承諾した場合に「らくらくネット情報便」をご利用いただけます。 なお、お客様は、この約款第2条に基づく対象書面及び第3条に定めるインターネット照会サービスについて、「らくらくネット情報便」を包括的に申込みものとします。</p> <p>(2) 「らくらくネット情報便」をご利用いただけるお客様は、次の①から③すべてに該当する日本国内に居住する個人および国内法人に限らせていただきます。 ①保護預り口座や振替決済口座など証券取引等を行うために必要な口座をご開設いただいていること(個人のお客様は証券総合口座をご開設いただいていること) ②メールアドレスをご登録いただくこと ③通信の方法、通信機器等が当社の定めるものであること</p> <p>(3) 「らくらくネット情報便」は(2)①の手続き終了後ご利用いただけます。</p> <p>(4) 通信機器およびこれに付随する諸費用はお客様のご負担となります。</p> <p>第 5 条 ソフトウェアの配布およびそのご利用制限</p>	<p>第 4 条 お申込方法 お客様が「らくらくネット情報便」を申込み場合は、この約款の内容を承諾のうえ、当社所定の申込書又は当社ホームページからリンクする「らくらくネット情報便」の申込画面から申込みものとします。「らくらくネット情報便」に関する契約は、当社がお客様の当該お申込を承諾したときに成立するものとします。 なお、お客様は、この約款第2条に基づく対象書面及び第3条に定めるオンライン照会サービスについて、「らくらくネット情報便」を包括的に申込みものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(1) <u>当社は「らくらくネット情報便」の利用にあたり、当社が別途定めるソフトウェアを配付する場合があります。</u> <u>なお、ソフトウェア（プログラムおよびデータの一部または全部を含む）に関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその権限者に帰属します。従いまして、お客様は第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。また、「らくらくネット情報便」に係るソフトウェア（プログラムおよびデータの一部または全部を含む）を複製または加工することはできません。</u></p> <p>(2) <u>前項に反すると当社が判断した場合、予めお客様に通知することなく、お客様への「らくらくネット情報便」の提供を中止させていただく場合があります。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 6 条 サービス内容の変更 <u>当社はお客様に通知することなく、「らくらくネット情報便」で提供するサービス内容およびその他のソフトウェアのバージョンを変更することがあります。また、それにより生じたお客様の損害については、その責を負わないものとしします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 7 条 ご利用時間 <u>「らくらくネット情報便」をご利用いただける時間は、当社が別途定める時間の範囲内とします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 8 条 パスワードの使用 <u>(1) 「らくらくネット情報便」は予め設定されたパスワードの一致をもって、ご利用いただけるものとしします。</u> <u>(2) お客様が「らくらくネット情報便」をご利用するにあたり、予めお届けいただいている住所宛に仮パスワードを郵送します。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 9 条 パスワードの管理 <u>(1) パスワード等は、お客様ご自身の責任において、厳重な管理が必要となります。</u> <u>(2) お客様がパスワード等を失念、または規定回数以上の誤入力が行われた場合、一時的にご利用ができなくなります。ご利用の再開には当社所定の手続きにより、原則、お客様自ら確認(※)いただくか、お届けいただいている住所宛に仮パスワードを郵送します。また、当社は、お客様のお取引の安全を確保するため、電話等でのパスワード等の問合せにはお答えしないこととします。</u> <u>※お客様自ら確認いただくためには、事前に当社所定の設定を行っていただく必要があります。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>す。</p> <p>第 10 条 対象書面の交付 「らくらくネット情報便」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト（パスワード等の入力後に表示されるお客様の専用ページ。<u>2023年1月6日以前の対象書面の専用ページは「電子交付サービス過去分照会」となり、2023年1月10日以降の対象書面の専用ページは「電子交付サービス」となります。</u>以下「お客様ファイル」といいます。）に、PDF形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。</p> <p>当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した場合は、「らくらくネット情報便」に登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。</p> <p>また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト（※）を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から5年間（法定交付書面のみ）、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による対象書面の交付は停止します。ただし、当社が必要と判断した場合及びお客様が紙媒体による交付を希望する場合は、紙媒体による交付を行うものとします。（※「らくらくネット情報便」の画面上からダウンロードが可能です。）</p> <p>第 11 条 対象書面の受入れ （ 現行どおり ）</p> <p>第 12 条 「らくらくネット情報便」の変更 当社は、あらかじめ当社ホームページ等により変更内容を通知した場合は、「らくらくネット情報便」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。</p> <p>第 13 条 「らくらくネット情報便」の停止 （ 現行どおり ）</p> <p>第 14 条 対象書面の郵送等による交付 法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合、対象書面（既に掲載済みの対象書面を含みます。）を郵送等により交付することがあります。</p> <p>また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に、「らくらくネット情報</p>	<p>第 5 条 対象書面の交付 「らくらくネット情報便」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト（ログインID・パスワードの入力後に表示されるお客様の専用ページ。以下「お客様ファイル」といいます。）に、PDF形式又はHTML形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。</p> <p>当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した場合は、「らくらくネット情報便」に登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。（<u>お客様が、新たに掲載された対象書面の閲覧等を行ったことを当社が確認している場合は、当該通知を行わない場合があります。</u>）</p> <p>また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト（※）を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から<u>少なくとも5年間（法定交付書面のみ）、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による対象書面の交付は停止します。</u>ただし、当社が必要と判断した場合及びお客様が紙媒体による交付を希望する場合は、紙媒体による交付を行うものとします。（※「らくらくネット情報便」の画面上からダウンロードが可能です。）</p> <p>第 6 条 対象書面の受入れ （ 省 略 ）</p> <p>第 7 条 「らくらくネット情報便」の変更 当社は、あらかじめ当社ホームページへの掲載又は電子メール等によりお客様に変更内容を通知した場合は、「らくらくネット情報便」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。</p> <p>第 8 条 「らくらくネット情報便」の停止 （ 省 略 ）</p> <p>第 9 条 対象書面の郵送交付 法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合、対象書面（既に掲載済みの対象書面を含みます。）を郵送等により交付することがあります。</p> <p>また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に、「らくらくネット情報</p>

新	旧
<p>便」による提供は行いません。</p> <p>第 15 条 届出事項の変更 お客様は、「らくらくネット情報便」のメールアドレス等の申込内容に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>第 16 条 確認事項 (1) 「らくらくネット情報便」により交付された対象書面について、<u>当社はお客様に代わって対象書面を印刷してお客様へ交付は行いません。</u> (2) 「らくらくネット情報便」の電磁的方法によりお客様に提供するサービス「電子交付サービス」をご利用いただくためのセキュリティコードについて、「らくらくネット情報便」ログインパスワードと同一の文字列を設定することはできません。なお、新たに「らくらくネット情報便」を契約されるお客様については、当社にて仮のセキュリティコードを付与します。また、セキュリティコード等を失念、または規定回数以上の誤入力が行われた場合、一時的に利用ができなくなります。利用の再開には、当社所定の手続きを行っていただいた後、当社にてパスワード等の再設定等を行います。 (3) 2023年1月6日時点で「らくらくネット情報便」を契約されているお客様は、2023年1月6日までの取引等に関する対象書面について、「らくらくネット情報便」の電磁的方法によりお客様に提供するサービス「電子交付サービス過去分照会」により提供します。 (4) 前項「電子交付サービス過去分照会」をご利用いただくためのログインパスワードを失念、または規定回数以上の誤入力が行われた場合は、一時的に「電子交付サービス過去分照会」が利用できなくなります。利用の再開には、当社所定の手続きにより、お客様の本人確認を行った後に行います。なお、「電子交付サービス過去分照会」をご利用いただくためのログインパスワードは、「らくらくネット情報便」ログインパスワードと別に管理されます。 (5) 2023年1月6日時点で「らくらくネット情報便」を契約されているお客様は、新たに開始される「電子交付サービス」の申込みについて承諾を行ったものとして取扱います。</p> <p>第 17 条 契約の解除 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「らくらくネット情報便」の契約は解除されるものとします。</p>	<p>便」による提供を行わない場合があります。</p> <p>第 10 条 届出事項の変更 お客様は、「らくらくネット情報便」の申込内容に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>第 11 条 確認事項 (1) 「らくらくネット情報便」により交付された対象書面について、<u>紙媒体による交付を行う場合には別途手数料をいただく場合があります。</u> (2) 「らくらくネット情報便」のログインID・パスワードについて、<u>規定回数以上の誤入力が行われた場合は、「らくらくネット情報便」の利用を停止します。当該停止の解除は、当社所定の手続きにより、お客様の本人確認を行った後に行います。</u> (3) 「らくらくネット情報便」のログインID・パスワードを失念した場合における当社からお客様へのログインID・パスワードの通知については、<u>当社所定の手続きにより、当社所定の方法により行います。なお、当該手続きについては、一定の期間を要します。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 12 条 契約の解除 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「らくらくネット情報便」の契約は解除されるものとします。<u>また、当該契約が解除され、お客様から「らくらくネット情報便」による対象</u></p>

新	旧
<p>(1) お客様が当社所定の方法により「らくらくネット情報便」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合、<u>「らくらくネット情報便」の利用は終了します。また、電子交付サービスの契約が終了した場合には、関連する「らくらくネット情報便」も終了するものとします。なお、「らくらくネット情報便」の終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することがあります（お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存などを行ってください）。</u></p> <p>(2) お客様が<u>保護預り口座や振替決済口座などを解約し、当社との証券取引等を終了する場合、上記（1）と同様に「らくらくネット情報便」は終了します。なお、「らくらくネット情報便」の終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することがあります（お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存などを行ってください）。</u></p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの事由により、当社が「らくらくネット情報便」の契約解除を申し出た場合、<u>お客様ファイルに掲載している対象書面について、紙媒体等による交付を行い、対象書面の掲載を中止する場合があります。</u></p> <p>①～⑥ （ 現行どおり ）</p> <p>第 18 条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。</p> <p>①～② （ 現行どおり ）</p> <p>③第 12条に基づく変更により生じた損害</p> <p>④第 13条に基づく停止により生じた損害</p> <p>⑤第 14条に基づく郵送等による交付により生じた損害</p> <p>⑥第 15条に基づく変更の遅延等により生じた損害</p> <p>⑦お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損害</p>	<p><u>書面の掲載を中止する旨の指図があった場合、お客様ファイルに掲載している対象書面の掲載を中止します。</u></p> <p>(1) お客様が当社所定の方法により「らくらくネット情報便」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合</p> <p>(2) お客様の<u>保護預り口座及び振替決済口座が閉鎖された場合</u></p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの事由により、当社が「らくらくネット情報便」の契約の解除を申し出た場合。<u>（お客様ファイルに掲載している対象書面について、紙媒体等による交付を行い、対象書面の掲載を中止する場合があります。）</u></p> <p>①～⑥ （ 省 略 ）</p> <p>第 13 条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。</p> <p>①～② （ 省 略 ）</p> <p>③第 7条に基づく変更により生じた損害</p> <p>④第 8条に基づく停止により生じた損害</p> <p>⑤第 9条に基づく郵送交付により生じた損害</p> <p>⑥第 10条に基づく変更の遅延等により生じた損害</p> <p>⑦お客様が ID・パスワード等の管理を怠ったことに起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損害</p>

新	旧
<p>⑧ (現行どおり)</p> <p>第 19 条 準拠法・合意管轄 (現行どおり)</p> <p>第 20 条 岡三にいがた証券の証券総合取引 約款等の適用 本約款に定めがないときは、「<u>岡三にいがた証券の証券総合取引約款</u>」等によるものとします。</p> <p>第 21 条 約款の変更 この約款は、法令の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>⑧ (省 略)</p> <p>第 14 条 準拠法・合意管轄 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 15 条 約款の変更 この約款は、法令の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合は、お客様に通知することなく変更することがあります。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上